

# イクアントネットワークサービス契約約款

## (約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章(平成7年条約第2号。)国際電気通信連合条約(平成7年条約第3号。)及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)に基づき、このイクアントネットワークサービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これにより、イクアントネットワークサービスを提供します。

2 この約款は、平成22年10月7日において、この約款に基づいて契約を締結しているものに限り適用します。

(注)本条のほか、当社は、イクアントネットワークサービスに附帯するサービス(当社が別に定めるものに限り。以下「附帯サービス」といいます。)を、この約款により提供します。

## (約款の変更)

第2条 当社は、本約款を変更することがあります。この場合、変更後提供されるネットワークサービスの種類、品目、料金その他の条件は変更後の約款に従うものとします。

## (用語の定義)

第3条 本約款にて使用する用語の意味は、本約款を構成する各書面上で別に定める場合のほか、次のとおりとします。

用語	用語の意味
電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音声または画像を送り、伝え、または受けること。
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、回線その他の電気設備。
ネットワーク	ネットワークサービスを提供するために当社が使用する当社のネットワーク。但し、アクセス回線、公衆網及びCPE(契約者宅内設備)は除きます。
ネットワークサービス	ネットワークを用いて当社が提供する電気通信サービスの総称。
The General Terms and Conditions for Equant Services(イクアントサービスサービスに関する一般条件)	当社のサービス提供に適用される一般条件が記載されている書面であって、本約款の一部を構成するもの。
Specific Conditions for Equant Network Services(イクアントネットワークサービスに関する特則)	当社のネットワークサービスに適用される特則が記載されている書面であって、「イクアントサービスに関する一般条件」とともに、本約款の一部を構成するもの。
申込書	「イクアントネットワークサービスに関する一般条件」、「イクアントネットワークサービスに関する特則」、及び「サービス附属書類」とともに使用するものとして当社が別に定める書面であって、契約者が契約の締結時に署名するもの。
Service Annexes(サービス附属書類)	当社のネットワークサービスのサービス内容に関する詳細説明書又はサービス品質保証(適用ある場合)が記載されている書面であって、「イクアントサービスに関する一般条件」、「イクアントネットワークサービスに関する特則」、及び「契約書表紙」とともに使用するものとして、サービス種類別に当社が別に定めるもの。
契約	当社からネットワークサービスの提供を受けるための契約。
契約者	本約款に基づき当社のネットワークサービスを利用する者。
消費税相当額	消費税法(昭和63年法律108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## (ネットワークサービスの種類及び品目)

第4条 当社が提供し、本約款の定めが適用されるネットワークサービスには、次の種類があります。

種類	内容
イクアントIP VPN サービス	インターネットプロトコルによる符号の伝送交換を行う電気通信サービス。
イクアントフレームリレーサービス	フレームリレー方式による符号の形式で他人の通信を媒介する電気通信サービス。

イクアントIPダイヤル---プライベートダイヤル	イクアントIP VPN サービス、イクアントフレームリレーサービス又はIPデータサービス契約約款に規定するIPデータサービスへの接続サービスであって、契約者のイントラネットもしくはLAN等へのリモートアクセスを目的として、電気通信設備及び公衆回線を使用して他人の通信を媒介するもの。
イクアントインターネット接続サービス	公衆無線LAN設備又はイーサネットインタフェースを使用してインターネットに関する電気通信設備への接続を媒介する電気通信サービスであって、タイプ2に係るイクアントIPダイヤル(プライベートダイヤル)及びIPデータサービス契約約款に規定するインターネット接続相当回線を使用する第1種IPデータサービスの提供を受けることを条件に提供するもの。

2 イクアントIPダイヤルには、次のタイプがあります。

種類	内容
タイプ1	タイプ2以外のもの
タイプ2	IPデータサービス契約約款に規定するIPデータサービス(別に定める付加機能の提供を受けているものに限り。)&接続するもの。
備考	タイプ2は、イクアントインターネット接続サービスの提供を受けることを条件に提供します。

3 契約者は、前2項の種類区分に従い、当社が別に定めるCharges Schedule(料金表)に掲げる品目をそれぞれ選択し契約するものとします。

## (契約の締結、期間又は変更等)

第5条 契約の締結、期間、変更もしくは解約その他契約に関わる事項又は申込書の発行、承諾もしくは取消しその他申込に関わる事項については「The General Terms and Conditions for Equant Services(イクアントサービスに関する一般条件)」及び「Specific Conditions for Equant Network Services(イクアントネットワークサービスに関する特則)」の定めるところによります。

## (通信利用の制限)

第6条 天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱い、契約者のネットワークサービスの利用に制限を加えることがあります。

## (特約条項等)

第7条 当社は、この約款に定めるところにかかわらず、契約者に対して別に定める提供条件(以下「特約条項等」といいます。)でイクアントネットワークサービスの提供をすることがあります。

この場合、当社と契約者の間で締結する特約条項等については、その部分についてこの約款に優先するものとします。

## (法令に規定する事項)

第8条 イクアントネットワークサービスの提供又は利用にあたり、法令に規定のある事項については、その定めるところによります。

(注)本条に規定する法令に規定する事項は、別記に定めるところによります。

## イクアントネットワークサービス契約約款

### 別記 契約者に係る情報の利用

- (1) 当社は、プライバシーポリシーに定めるところにより、契約者に係る情報(申込時又はイクアントネットワークサービス提供中に、当社がお客様に関して取得する氏名、住所、電話番号及び契約者識別符号等の全ての個人情報をいいます。以下同じとします。)を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用することとします。
- ア 契約者からの問い合わせへの対応、当社サービスの利用に関する手続きの案内又は情報の提供等の契約者に対する取扱い業務
- イ 課金計算に係る業務
- ウ 料金請求に係る業務
- エ 市場調査及びその分析
- オ 当社又は他社の商品、サービス並びにキャンペーンの案内等
- カ 当社サービスの提供に必要な東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社等の協定事業者との相互接続に必要な業務、又は同業務の遂行のため、当該協定事業者に対し契約者に係る個人情報を提供すること
- キ 情報通信業界の発展及び契約者のサービス向上への寄与のための情報提供を行う通知
- ク 当社の電気通信サービスについての工事、保守又は障害対応などの取扱い業務
- ケ その他、当社サービス及びそれに付随するサービスの提供に必要な業務
- (2) (1)に定める他、同プライバシーポリシーに定めるところにより、当社が別に定める共同利用者と共同利用(個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号。以下同じとします。)第23条第4項に定めるものをいいます。)を行う場合においては、契約者に係る情報を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用することとします。
- ア (1)のアからオ及びキ(アについては、当社を共同利用者に読み替えて適用するものとします。)に規定する業務等
- イ 当社と共同利用者に係る商品、サービスの提供可否判断及び提供
- (3) (2)の場合において、当社の情報セキュリティ管理責任者は、当該契約者に係る情報について責任を有するものとします。
- (4) 契約者は、(1)から(3)に定めるところにより当社が契約者に係る情報を利用することに同意していただきます。

(注)プライバシーポリシーとは、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年8月31日総務省告示第695号。以下同じとします。)」第14条に定めるところにより、当社が定める「個人情報保護のための行動指針」をいい、当社は、同ポリシーをホームページ上において公表します。

(注)当社は、別に定める共同利用者を「個人情報保護のための行動指針」において定めるものとします。

# イクアント サービスに関する一般条件

## 第1条 定義

「関連会社」とは、ある法的主体との関連において、支配されているその他の法的主体、共同支配下にあるその他の法的主体、又は当該法的主体を支配しているその他の法的主体をいいます。この場合、「支配」とは、(a)総体で法的主体の少なくとも50%超の議決権を行使する権利を付与する持分証券を直接的もしくは間接的に所有していること、又は(b)証券の所有、契約、その他によるかを問わず、法的主体もしくは法的主体に関し、その経営方針を指図する権能、又は指図せしめる権能を直接的もしくは間接的に有していることをいうものとします。

「本契約」とは、当社と契約者で交わす本サービスに関する合意を意味し、かかる合意は申込及び受諾により形成されます。

「営業日」とは、本サービスが提供される各々の国における、1日の当社の通常の就業時間を意味します。(ただし、当該地域内における休日を除く)。

「料金表」とは、本契約に基づき提供する全ての本サービスの対価として当社が契約者に請求する、料金及び料率の一覧表を意味します。

「発効日」とは、本契約が最初に発効する日をいい、申込書に記載された日付を意味します。

「一般条件」とは、この、当社のサービスに関する一般条件を意味します。

「不可抗力事由」とは、本契約に基づく一方当事者の義務の履行に影響を与える、天災、火災、洪水もしくはその他の災害、政府の行為、国家の非常事態、暴動、反乱、戦争もしくは戦争行為、労働争議を含む、当該当事者の合理的な制御を超える事由を意味します。

「申込」とは、申込書を用いて契約者又はユーザーが行う本サービスの要求を意味します。全ての要求は、当社による受諾を条件とします。

「申込書」とは、その時々有効な、本サービスに関する当社所定の申込書を意味します。

「両当事者」とは、当社及び契約者を意味し、個別の場合は「一方当事者」とします。

「サービス付属書類」とは、特別、及びサービス説明書、サービス品質に関する添付書類(以下、「サービス品質保証」という)、及び料金表の一つ一つ及び全体を意味します。

「本サービス」とは、当社が契約者に提供するサービスであって、適用されるサービス説明書に記載されているものを意味します。

「サービス説明書」とは、本サービスに関する当社所定の説明書を意味します。

「サービス品質」とは、あるサービスに適用される履行水準としてサービス品質保証に記載されているものを意味します。

「サービス品質保証」とは、適用されるサービス品質、測定手続及び救済措置を記述した書面を意味します。

「サービス期間」又は「本期間」とは、各申込書に記載された期間(最小12ヶ月)を意味し、申込書で指定する日から起算します。

「本ソフトウェア」とは、適宜、本契約に基づき当社が提供した、又は提供予定の、オブジェクト・コード形式のコンピューター・プログラムを意味します。ただし、契約者が用意した契約者のソフトウェアは除きます。

「特別」とは、特定のサービスに対して適用される当社所定の条件であって、本一般条件に対する付帯条件を意味します。

「ユーザー」とは、当社により書面で許諾された、契約者を含む、本契約上の本サービスのユーザーを意味します。本サービスの受領者として注文書上で指定されている法的主体もこれに含むものとします。

## 第2条 本サービスの申込

1 サービスに関する申込書の作成及びその受諾を条件として、当社は契約者及びユーザーに対して本サービスを提供いたします。

2 本契約の発効日に際し、契約者は、申込書を当社に提出する権限のある契約者従業員一覧表を当社に提出していただきます。当社は、かかる権限を有しない契約者従業員からの申込については受諾しないことができます。契約者は、申込に先立ち予め書面にて当社に通知することにより、当該一覧表に従業員名を追加し又は削除することができます。

3 既に提出・受諾済みの申込に対する修正は、全て、しかるべき権限を有する契約者従業員の署名ある書面によりこれを行うものとします。口頭により修正が当社に対して発せられた場合、3営業日以内の書面による確認を要するものとします。なお、契約者が当初要求したサービスの準備のため及び修正要求のために当社が負担した一切の費用について、当社は契約者に請求することがあります。

4 申込は、本契約に別段の定めがある場合又は書面による事前の合意がある場合でなければ、これを解約することはできません。

## 第3条 請求書、支払い及び税金

1 本サービスに関する料金は、料金表記載のとおりとします。料金の請求及び支払は、料金表記載のとおりとします。

2 全て、料金の請求は、特別で定める日より開始します。

3 当社は、サービス付属書類に別段の定めのない限り、定額制経常料金については全て1ヶ月前に、その他の経常料金については全て1ヶ月後に、及びワンタイムベースのサービスについての料金は当該サービスの完了をもって、請求します。

4 支払期限は、全て、請求書の日付から30日以内とします。支払いは、当社が指定した銀行口座への電信振替にて行うものとします。請求のあった金額に異議がある場合、契約者は請求書の日付から30日以内に申し立てるものとします。かかる30日の期間内に契約者が異議を通知しなかった場合、契約者は請求書に記載された金額を受諾したものとみなされます。請求書の一部につき異議を誠実かつ適時に通知した場合、契約者は、異議を申し立てた金額についてのみ、その支払いを保留することができるものとします。

5 請求明細書に記載された金額は、消費税相当額及び本邦外における電気通信設備の使用に係る税金又はそれに類する料金を含まないことがあります。契約者は、地域法に従い契約者に請求される、適用される税金又は料金を支払うことに同意するものとします。契約者は、当社に対し、本サービス利用に伴い適用される税金又は料金を支払うことに同意するものとします。

6 契約者が本契約に基づく請求金額を支払わない場合、当社は次のいずれかを行うことがあります。

(A) 1ヶ月当たり1.5%の利率で本来の支払期日から日割り計算された利息、又は法により認められている最高額のいずれか大きい方を請求すること。

(B) かかる未払いが関連する本サービスを停止すること。なお、この場合、サービスを停止する旨につき14日前の通知をすること、かつ、その期間中に契約者が支払不履行を是正できなかったことを条件とします。

かかる救済の行使があったとしても、当社が有するその他の本契約上の権利及び救済を損なうことはないものとします。

7 契約者は、随時、当社が契約者の継続的な信用力を判断するため、当社が合理的な範囲内で要求する、契約者の財務情報を提供していただきます。当社は、当社に提出された財務情報を全て秘密情報として取扱います。

8 当社は、契約者が、本契約に基づくあらゆる料金の全額を支払うには十分な信用力を持たないと相当な理由をもって判断した場合、当社は契約者に対し、本サービスを継続して提供するため、財産価値的な保証として当社が合理的に受諾しうる内容の保証を契約者に求めることがあります。契約者が、求めのあった日から20日以内にかかる保証を差入れることができなかった場合、当社は、かかる保証が差入れられるまで本サービスの提供を停止することがあります。

## 第4条 責任の排除及び限定

1 当社又は契約者は、不従用もしくはデータの損失、又は損失時間、収益の損失、利益の損失、クライアントの営業権の損失、又はあらゆる種類の事業中断を含む、間接的、付随的、もしくは派生的損失又は損害について、たとえかかる損害の可能性を知らされていたとしても、責任を負わないものとします。

2 支払義務の履行を除き、当社及び契約者は、本契約に基づく義務の履行の遅延が不可抗力による場合は、当該遅延もしくはその結果について責任を負わないものとします。

3 当社は、当社の故意の違法行為及び重大な過失によるものを除き、事故、詐欺的な方法もしくは策略、又はその他の方法による、契約者又はユーザーの通信施設もしくは機器への不正アクセスに関する訴訟上の請求、あるいは契約者又はユーザーのデータ・ファイル、プログラム、手続きもしくは情報への不正なアクセス、その変更、窃盗又は破壊について、契約上、不法行為、又はその他における責任を何ら負いません。

4 当社又は契約者の本契約に基づく直接的損害についての責任は、契約上で定め、過失を含む不正行為であれ、各事由又は関連する一連の事由につき、次に限定するものとします。

(a) サービス品質に満たないことについて、関連するサービス品質保証に記載されたクレジットの額を上限とすること。

(b) 有形資産の損害又は損壊について、1,000,000ドル。

(c) その他一切の事由について、100,000ドル、又は訴訟上の請求が関連する注文に基づく訴訟原因の12ヶ月前に負担した請求金額のうち、いずれか大きい方の金額。

5 本条第4項に含まれる責任の排除及び限定は、第4条及び第6条、又は死亡もしくは人身被害の訴訟上の請求には適用されません。

6 本契約に明示的な定めのあるものを除き、当社は、本サービスもしくはその一部に関し、一切の保証を行わず、かつ本契約により、満足すべき品質(Satisfactory Quality)、又は特定の目的への適合性を含む、明示もしくは黙示の保証をするものではありません。

7 本条の効力は、本契約の終了もしくは満了後も存続するものとします。

## 第5条 期間及び終了

1 本契約は、発効日に有効となり、かつ本条第3項の定めに従って終了しない限り、申込の全てが満了するまで有効に存続するものとします。

2 各申込のサービス期間は、申込書で指定する日から、サービス期間が満了する日までとします。各サービス期間は、別途、終了させない限り、連続する12ヶ月間につき自動的に

更新されます。当社又は契約者は、相手方に対し、サービス期間の末日の90日前までに通知することにより、申込を終了することができます。

3 次の各号に該当する場合、当社又は契約者は、相手方に対し通知することにより、直ちに本契約を終了できるものとします。

(A) 相手方が、本契約に対し重大な違反を犯し、かつ違反していない当事者より付与された違反に関する通知から14日以内に、(是正が可能でありながら、)違反を是正しなかった場合。

(B) 合併、併合又は再編成を目的とする場合を除き、相手方の解散又は清算につき、命令が発せられ又は有効な決議が可決された場合。

(C) 相手方の事業又は資産の全部又は重要な部分につき、先取特権者が所有権を取得し、又は管財人が指名された場合。

(D) 相手方が、支払不能となり、又は相手方の債権者のために特別清算又は特別譲渡を行い、又はいずれかの法域の支払不能者法又は破産法に基づき、任意又は非任意の申立ての対象となった場合。

(E) 本条第4項に従い、申込の全てが終了した場合。

4 次の各号に該当する場合、当社又は契約者は、相手方に対し通知することにより、直ちに申込を終了できるものとします。

(A) 相手方が、期日の到来した申込に関する支払を怠り、かつかかる不履行に関する通知から14日以内に、これを是正しなかった場合。

(B) サービス品質保証によって認められている場合。

(C) 申込に基づく本サービスの提供に影響を及ぼす不可抗力事由が、30日以上連続して継続する場合。

5 本契約が終了した場合、申込の全ては直ちに終了するものとします。事由の如何を問わず、本契約又は申込が満了又は終了した場合も、(a)終了以前に発生した相手方に対する権利、又は (b)終了後も存続することを明示された規定、に對しいかなる影響も及ぼすものではありません。

6 事由の如何を問わず、本契約が終了した場合は、当社及び契約者は、相手方に対し、秘密情報を含め、本契約に基づき提供されかつ相手方に帰属するあらゆる財産を速やかに返還するものとします。

#### 第6条 譲渡

1 契約者は、いつでも、自らの関連会社に対し、全部又は一部を問わず、本契約に基づく自らの権利又は義務を譲渡できるものとします。ただし、譲渡により、本サービスの提供又は本契約に関連して、当社の費用負担を著しく増大させることがないものとします。

2 前項に従い、当社及び契約者も、相手方の書面による承認を得ることなくして(かかる承認は、不当に留保されず又は延期されないものとします。)、本契約又は本契約の一部を譲渡、下請、又は処分してはならないものとします。

#### 第7条 準拠法

本契約及びその解釈又は執行に関する問題の全ては、抵触法の規定にかかわらず、日本法にのみ準拠するものとします。

第8条 契約の修正 本契約は、各当事者の権限を付与された代理人が、正式な付属契約に署名した場合を除き、修正されず、補足されず、又は変更されないものとします。

第9条 法律の遵守 当社及び契約者は、本契約の事項の全てに関し、現行であると、今後制定され又は可決されるとを問わず、適切な法域の法律、規則及び規制の全てのあらゆる重要点に従うものとします。

## イクアントネットワークサービスに関する特則

### 第1条 定義

「受領試験」とは、サービス説明書にて定める受領試験を意味します。

「受領日」とは、全ての受領試験が完了した日を意味します。

「CPE(契約者宅内設備)」とは、ネットワークサービスの一部として当社が提供するロケーション内のハードウェア(ケーブル、コネクタ及びソフトウェアを含む。)を意味します。

「ロケーション」とは、ネットワークサービスが提供される契約者又はユーザーの各サイトであって、オーダーフォームに明記されたものを意味します。

「損失」とは、あらゆる、クレーム、責任、要求、訴訟手続、費用(弁護士費用その他の専門家に支払う費用を含む)及びいかなる性格のものであれ相当な範囲内の費用を意味します。

「ネットワーク」とは、ネットワークサービスを提供するために当社が使用する当社のネットワークを意味します。ただしアクセス回線、公衆網及びCPEは除きます。

「ネットワークサービス」とは、当社のデータネットワークサービスであって当社が定めるものを意味します。

「特則」とは、本契約に基づくネットワークサービスの提供にあたって、一般条件とともに適用される本特則所定の諸条件を意味します。

「アクセス回線」とは、ロケーションとネットワークを接続するために電気通信サービス提供者が貸与する電気通信用の回線その他のキャパシティ及びそれに付されたモデムを意味します。

「目標日」とは、ネットワークサービスの納入及び受領に関する予定日としてオーダーフォームに記載された期日を意味します。

「電気通信サービス提供者」とは、電気通信回線を所有、賃貸及び運用することの許可を受けた事業者を意味します。

### 第2条 サービスの提供---当社の義務

1 当社は、契約者又はユーザーが(オーダーフォームを用いて)発注し、かつ当社が承諾した全てのネットワークサービスを提供します。

2 当社は、受領日の到来が目標日より遅くならないよう適切な努力を払うものとします。当社は、受領試験が完了した場合には契約者に通知します(以下、「サービス開始通知」という。)。ネットワークサービスのサービス開始通知を当社が発行した日付をもって契約者がネットワークサービスを受領したものとみなします。ネットワークサービスに重大な瑕疵があった場合、契約者はサービス開始通知を受領してから3日以内に書面にて当社のその旨を通知するものとし、この場合、前記所定の受領手続を繰り返すものとします。

3 当社は、サービス説明書に従ってネットワークサービスを提供します。また、適用されるサービス品質に合致すべく適切な努力を払うものとします。サービス品質保証所定のサービス品質に合致しない場合、かかるサービス品質保証の定めが適用されます。

4 当社は、ネットワークサービスを契約者に提供するにあたり、サービスが提供される各国において適用される電気通信及びデータ保護に関する法令に従って、サービスを提供します。

5 当社は、ネットワーク上で保存又は転送されている契約者データの破壊、損失又は改変に対し、電気通信業界における標準的な安全保護措置と少なくとも同等な措置を講ずるものとします。

### 第3条 サービスの使用---契約者の義務

1 契約者は、目標日にロケーションでサービスを受領すべくあらゆる適切な努力を払うものとします。この義務に契約者が違反したことによりネットワークサービスが遅延したとしても、課金を開始する権利を当社は有するものとします。このような遅延はいかなるものであっても、電気通信サービス提供者又は第三者たる納入業者と当社との間の契約に基づき当該契約日以降に発生するアクセス回線、CPEその他の通信機器に関する電気通信サービス提供者又は第三者たる納入業者からの全ての費用請求について、当社が契約者から求償を受ける権利には影響を及ぼさないものとします。

2 契約者は、以下に掲げるものを転送、配信、流布、公表又は保存するためにネットワークサービスを使用しないものとします。

(a) 地域的、国内もしくは国際間の法令に反するもの;

(b) 名誉毀損、中傷、猥褻、下品もしくは嫌がらせ目的のもの;又は、他人の身体的な傷害、財産の破壊もしくは正当な権利を侵害するおそれがあり又は助長するもの;

(c) 地域的、国内もしくは国際間の法令により保護されているプライバシーを侵害するもの

(d) データ、ソフトウェア、コンピュータもしくはネットワーク機器又は電気通信機器を破壊、侵入、無許可アクセス、改悪、観察もしくは無断変更するために設計されたソフトウェアウィルス、トロイの木馬もしくはコンピュータコード、ファイルもしくはプログラムを含むもの。

3 契約者は、権限なくしてコンピューター、ネットワークもしくはデータにアクセスし、または許された範囲を超えるような方法でネットワークサービスを使用して、次に掲げる行為を行わないものとします;(a) データを訂正、改変もしくは破壊すること;(b) システムもしくはネットワークの弱点を探索、スキャンもしくは試験すること;または、(c) システムもしくはネットワークのセキュリティ、認証、機密保持、侵入防止、モニタリングその他のセキュリティ機能を侵害もしくは破壊すること。

4 契約者は、イクアントネットワークサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障を来さないこと。

5 契約者は、契約者もしくはユーザーが前4項の定め違反したこと起因して発生したあらゆる全ての損害につき、当社及びその関係会社に対してこれを補償するものとします。

6 契約者は、当社から書面による事前承認を得ることなくして、ネットワークサービスの一部を成すものとして提供されたCPEを他のネットワークに直接接続し又は他にそれを許してはならないものとします。この規定に対する違反は本契約に対する重大な契約違反を構成します。

7 契約者は、本契約に基づき契約者が負う義務を、このネットワークサービスを利用するユーザーに対しても遵守させるものとします。

### 第4条 CPE

1 当社は、当社が契約者及びユーザーのためにCPEを提供又は購入する権限を有することを保証し、並びに契約者及びユーザーはCPEをオーダー所定のサービス期間中ネットワークサービスに関連してのみこれらを使用する権限が与えられることを保証します。

2 CPEは当社の単独かつ排他的な財産であり、契約者もしくはユーザーのいずれも、CPEに関するいかなる財産上の権利や権益を取得するものではありません。

3 当社及び契約者はCPEの設置及び接続の予定日を定め、これに基づいてロケーションにCPEを設置し接続するものとします。

- 4 契約者は、当社がCPEを設置し、接続を完了するために必要とする全ての支援を行うものとします。
- 5 契約者は、CPEに関する占有もしくは支配権、もしくはそれに関するあらゆる権益の全部又は一部を売却、譲渡、転貸、担保に供し、又はCPEをロケーションから移動しないものとし、並びに差押、先取特権もしくはその主張がされることのないようにしなければならないものとします。
- 6 契約者は、当社又は製造者がCPEに貼付したラベル、プレート、標識、印刷文字その他の標識を変更、取り外し又は覆い隠してはならないものとします。
- 7 契約者は、CPEを使用し又は使用させるにあたり、あらゆる適用法令に反してはならないものとします。
- 8 契約者は、当社又は製造者の推奨するところに従い、CPEの設置環境を適切に保ち、その外表面についても清潔かつ良好な状態を保つものとします。
- 9 契約者は、CPEにいかなる変更も加えてはなりません。
- 10 本契約が解除された場合、適切な状態又は修理のうえ(ただし通常の消耗は除く)、契約者はCPEの占有を当社に引渡していただきます。
- 11 契約者は、CPEの設置、検査、保守及び撤去に関連する作業を当社が行うために、当該CPEが設置されるロケーションに当社が適切な範囲内で立ち入ること認めるものとします。
- 12 契約者は、通常の消耗を超えるCPEの損失又は損傷に対し、それが当社、その下請業者又は代理人の過失による損失又は損傷である場合を除き、責任を負うものとします。契約者又はユーザーがCPEに損傷を与え又は破壊した場合、契約者はかかる損傷から2日以内に当社に通知していただきます。損傷の修理が不可能である場合、契約者はかかるCPEの再調達価値相当額を時価にて当社に支払うことに了承したものとします。損傷の修理が可能である場合、当社はこれを修理し、当該修理に要した費用に関する請求書を受領してから30日以内に契約者はこれを支払うものとします。

**第5条 サービスの解約** 契約者が、サービス期間中において本契約の定めるところによりサービスを解約しようとする場合、(a)契約者は当社所定の解約通知書作成のうえ少なくとも60日以上前に通知すること;(b)契約者はCPEが無いロケーションについては250ドル、CPEがあるロケーション及びイクアントIPダイヤル(タイプ2)に限り、以下この条において同じとします。)については1,500ドルを解約料として支払うこと;(c)契約者は、関連するアクセス回線に係る全ての料金について解約違約金も含めて当社に賠償すること;(当社は、かかる料金を最小化するため契約者から解約の通知があった場合はできるだけすみやかに電気通信サービス提供者とのアクセス回線契約を解約することに合意する);(e)当社がCPEを提供している場合、契約者は当社に解約日時点におけるCPEの残存価値相当額を一括で支払うこと;及び(f)契約者(イクアントIPダイヤルに係るものに限り、)は(a)-(e)の他、契約期間の残余月数に90ドルを乗じて得た額を支払うこととします。なお、前述の金額(IPダイヤルに係るものを除きます。)は、当社がCPEのために支出した当初価格に、これらの管理・解約に関わる費用として15%を加えた額を基礎として算出するものとします。ただし、かかるCPEが転用可能であると当社が判断した場合はこの限りではありません。

**第6条 請求** 全ての料金の課金開始日は、ロケーションにおけるサービス受領日を起算点とします。ただし、(a)アクセス回線の料金については電気通信サービス提供者がロケーションにアクセス回線を設置した日をもって課金開始日とします、(b)ソフトウェア使用許諾料はソフトウェアが契約者に納入された日をもって課金開始日とします。

**第7条 変更の実施** 契約者がネットワーク構成について変更を希望する場合、当社は、契約者が希望する変更の種類を基礎として変更実施費用を請求します。かかる費用は、500ドルを最低料金とし、人件費、資材費又は回線調達費が適宜加算されます。変更実施に係る料金は、変更希望があった場合に通知します。

**第8条 権利の留保**

- 1 当社は、ネットワークサービスの提供が、なんらかの形で、いずれかの国における(契約者、ユーザーまたは一般に対する)ネットワークサービス提供に関する当社の能力又は権限に支障をきたすと適正に判断をした場合、当該状況下においてできるだけ早く契約者に事前通知することにより、契約者又はユーザーに対して当該ロケーションに係るネットワークサービスの提供を拒絶、中断もしくは解約する権利を有するものとします。かかる拒絶、中断又は解約に至った場合、当該ロケーションへのネットワークサービスの提供を可能ならしめる解決法が他にないかを模索するため、両当事者は協議するものとします。
- 2 当社は、ネットワークサービスの使用に関わる手続きにつき、これを管理、監督及び制定する権限を有するものとします。また契約者はかかる手続きに従うことに了承するものとします。当社は、当社の判断により、サービス品質への影響または料金増額をもたらさない範囲内において、ネットワークサービスに適宜、運用上の変更を加える権限を有するものとします。

## IP VPNサービス料金表

※国際利用における料金です。国内のみのサービスについての新規受付は現在中止しております。

### 通則

(請求及び支払通貨)

- 1 契約者が支払わなければならない料金その他の債務であって、米ドル建てである額については、当社がその料金その他の債務の請求を行う月の前月の当社が別に定める日の外国為替相場の値により本邦通貨に換算した額とします。

(消費税相当額の加算)

- 2 約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額(別に定めるものに限り)は、この料金表に定める額(税抜価額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))とします。)に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が別に定めるところによります。

この場合において、当社は消費税法第63条の2に定めるところにより、必要に応じて税込価額(税抜価額に消費税相当額を加算した額をいいます。)を併記します。

- 3 2の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、契約者への請求額とこの約款に定める税込価額が異なる場合があります。

区分	内容	料金額
接続費用(月額)	標準的なサービスクラスの月額接続費用につき、品目別に日本で適用する料金は表1のとおりです。なお、接続費用(月額)は拠点所在国に応じて異なります。標準と異なるサービスクラスの接続費用については個別に決定します。	---
接続費用(導入料金)	ポートの接続設定に係る1拠点あたりのプロジェクト管理費用。	\$2,000(税込\$2,100)
接続費用に係る調整	接続費用(月額)については、同一国内における64Kb/s又は128Kb/sの品目につきその拠点数が3以上10以下の場合又は10を超えた場合につきそれぞれ15%又は20%の調整費用が減額します。同一国内における256Kb/sから2Mb/sまでの品目につきその拠点数が3以上10以下の場合、11を超え20までの場合又は21超の場合につきそれぞれ15%、20%又は25%の調整費用を減額します。  また、上記に加え、同一の所定域内における国際用拠点の数が3を超える場合であって、かつ係る拠点数及び帯域合計値が同域全体の50%又は75%を超えた場合、所在域内の区分に応じて10%又は15%の調整費用を減額します。なお、北米に関してはそれぞれ5%又は10%とします。(地域区分;アジア太平洋、東欧、西欧、南米、北米)	---
ルーター管理料(月額)	ルーター管理料は、契約者が選択する機種により異なります。CISCO2600シリーズを利用する場合の標準的な1台あたりの月額管理料は右のとおりです。	\$289(税込\$303.45)から\$380(税込\$399)まで /台(CISCO2600シリーズ)
ルーター設置料	CISCO2600シリーズを用いて、標準的な保守(通常業務時間条件内の保守)を受ける場合。	\$2,050(税込\$2,152.5)
ネットワーク管理費用(月額)	1拠点あたりのネットワーク管理費用(サービス管理も含む)。	\$2,050(税込\$2,152.5)

利用期間に係る条件	この料金表所定の料金は標準サービス利用期間は3年です。あらかじめ4年又は5年の長期継続利用の申出があり当社が承諾した場合、本料金表に基づく月額の接続費用及びルータ管理料合計額からそれぞれ5%又は10%相当額を減額します。あらかじめ2年又は1年の短期継続利用の申出があり当社が承諾した場合、本料金表に基づく月額接続費用及びルータ管理料合計額にそれぞれ5%又は10%相当額を加算します。	---																					
月額利用料に係る割引	月額利用料(月額のものであって、接続費用、ルータ管理料及びネットワーク管理費用に限り、以下この欄において同じとします。)に関し、以下に基づく割引を適用します。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">月額利用料総額</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17,001 米ドル以上</td> <td>42,001 米ドル未満の場合</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>42,001</td> <td>" 71,001 "</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>71,001</td> <td>" 105,001 "</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>105,001</td> <td>" 150,001 "</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>150,001</td> <td>" 210,001 "</td> <td>14%</td> </tr> <tr> <td>210,001 米ドル以上の場合</td> <td></td> <td>15%</td> </tr> </tbody> </table>	月額利用料総額		割引率	17,001 米ドル以上	42,001 米ドル未満の場合	6%	42,001	" 71,001 "	8%	71,001	" 105,001 "	10%	105,001	" 150,001 "	12%	150,001	" 210,001 "	14%	210,001 米ドル以上の場合		15%	
月額利用料総額		割引率																					
17,001 米ドル以上	42,001 米ドル未満の場合	6%																					
42,001	" 71,001 "	8%																					
71,001	" 105,001 "	10%																					
105,001	" 150,001 "	12%																					
150,001	" 210,001 "	14%																					
210,001 米ドル以上の場合		15%																					
アクセス回線費用	---	実費とします。																					
バックアップオプション	---	実費とします。																					

表1

接続費用

(単位:米ドル)

品目	64 Kb/s	128 Kb/s	192 Kb/s	256 Kb/s	384 Kb/s	512 Kb/s	768 Kb/s	1 Mb/s	1.5 Mb/s	2 Mb/s
料金額(月額)	1,350 (税込 1,417. 5)	2,160 (税込 2,268 )	2,840 (税込 2,982 )	3,460 (税込 3,633 )	4,670 (税込 4,903. 5)	5,750 (税込 6,037. 5)	7,710 (税込 8,095. 5)	9,540 (税込 10,01 7)	12,880 (税込 13,524 )	15,930 (税込 16,726. 5)

フレームリレーサービス料金表

通則

(請求及び支払通貨)

- 1 契約者が支払わなければならない料金その他の債務であって、米ドル建てである額については、当社がその料金その他の債務の請求を行う月の前月の当社が別に定める日の外国為替相場の値により本邦通貨に換算した額とします。

(消費税相当額の加算)

- 2 約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額(別に定めるものに限りません。)は、この料金表に定める額(税抜価額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))とします。)に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が別に定めるところによります。

この場合において、当社は消費税法第63条の2に定めるところにより、必要に応じて税込価額(税抜価額に消費税相当額を加算した額をいいます。)を併記します。

- 3 2の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、契約者への請求額とこの約款に定める税込価額が異なる場合があります。

区分	内容	料金額																					
月次料金	---	表2のとおり																					
設置料金(設置時のみ)	---	\$1,000 (税込\$1,050)																					
ルータ管理料(月額)	ルータ管理料は、契約者が選択する機種により異なります。 CISCO2600シリーズを利用する場合の標準的な1台あたりの月額管理料は右のとおりです。	\$289(税込\$303.45)から\$380(税込\$399)まで/台(CISCO2600シリーズ)																					
ルータ設置料	CISCO2600シリーズを用いて、標準的な保守(通常業務時間条件内の保守)を受ける場合。	\$2,050 (税込\$2,152.5)																					
利用期間に係る条件	この料金表所定の料金は標準サービス利用期間は3年とします。あらかじめ4年又は5年の長期継続利用の申出があり当社が承諾した場合、本料金表に基づく月次料金及びルータ管理料合計額からそれぞれ5%又は10%相当額を減額します。あらかじめ2年又は1年の短期継続利用の申出があり当社が承諾した場合、本料金表に基づく月次料金及びルータ管理料合計額にそれぞれ5%又は10%相当額を加算します。	---																					
月額利用料に係る割引	月額利用料(月次料金及びルータ管理料に限りません。以下この欄において同じとします。)に関し、以下に基づく割引を適用します。  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">月額利用料総額</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17,001 米ドル以上</td> <td>42,001 米ドル未満の場合</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>42,001 "</td> <td>71,001 "</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>71,001 "</td> <td>105,001 "</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>105,001 "</td> <td>150,001 "</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>150,001 "</td> <td>210,001 "</td> <td>14%</td> </tr> <tr> <td>210,001 米ドル以上の場合</td> <td></td> <td>15%</td> </tr> </tbody> </table>	月額利用料総額		割引率	17,001 米ドル以上	42,001 米ドル未満の場合	6%	42,001 "	71,001 "	8%	71,001 "	105,001 "	10%	105,001 "	150,001 "	12%	150,001 "	210,001 "	14%	210,001 米ドル以上の場合		15%	
月額利用料総額		割引率																					
17,001 米ドル以上	42,001 米ドル未満の場合	6%																					
42,001 "	71,001 "	8%																					
71,001 "	105,001 "	10%																					
105,001 "	150,001 "	12%																					
150,001 "	210,001 "	14%																					
210,001 米ドル以上の場合		15%																					
アクセス回線費用	---	実費とします。																					

表2

## 月次経常ポート料金

以下の月次経常ポート料金は日本(ホスト・ポート)及び表2-2に定義されるリモート・ポートのカントリー・バンドに適用されます。

(単位:米ドル)

品目 (キロビット/秒)	バンド 1	バンド 2	バンド 3	バンド 5	バンド 7
10Kb/s	60 (税込63)	90 (税込94.5)	150 (税込157.5)	210 (税込220.5)	420 (税込441)
19 Kb/s	80 (税込84)	120 (税込126)	200 (税込210)	280 (税込294)	560 (税込588)
64 Kb/s	100 (税込105)	150 (税込157.5)	250 (税込262.5)	350 (税込367.5)	700 (税込735)
128 Kb/s	180 (税込189)	280 (税込294)	460 (税込483)	640 (税込672)	1,280 (税込1,344)
192 Kb/s	260 (税込273)	400 (税込420)	650 (税込682.5)	910 (税込955.5)	1,820 (税込1,911)
256 Kb/s	340 (税込357)	520 (税込546)	840 (税込882)	1,180 (税込1,239)	2,360 (税込2,478)
384 Kb/s	470 (税込493.5)	760 (税込798)	1,220 (税込1,281)	1,690 (税込1,774.5)	3,380 (税込3,549)
512 Kb/s	600 (税込630)	1,000 (税込1,050)	1,600 (税込1,680)	2,200 (税込2,310)	4,400 (税込4,620)
768 Kb/s	900 (税込945)	1,400 (税込1,470)	2,300 (税込2,415)	3,100 (税込3,255)	6,200 (税込6,510)
1,024 Kb/s	1,200 (税込1,260)	1,800 (税込1,890)	3,000 (税込3,150)	4,000 (税込4,200)	8,000 (税込8,400)
1,536 Kb/s	1,700 (税込1,785)	2,600 (税込2,730)	4,300 (税込4,515)	5,700 (税込5,985)	11,400 (税込11,970)
2,048 Kb/s	2,200 (税込2,310)	3,400 (税込3,570)	5,600 (税込5,880)	7,400 (税込7,770)	14,800 (税込15,540)
34,368 Kb/s	4,400 (税込4,620)	6,800 (税込7,140)	11,200 (税込11,760)	14,800 (税込15,540)	29,600 (税込31,080)
44,736 Kb/s	4,400 (税込4,620)	6,800 (税込7,140)	11,200 (税込11,760)	14,800 (税込15,540)	29,600 (税込31,080)

### 月次経常CIR料金

以下の月次経常CIR料金は日本と表2-2に定義されるリモート・ボートのカントリー・ゾーン間で適用されます。

CIR料金 (単位: 米ドル)

Kb/s(キロビット/秒)	ゾーン 1	ゾーン 2	ゾーン 3	ゾーン 4	ゾーン5	ゾーン6	ゾーン7	ゾーン 8
8	890	980	1,080	1,180	1,300	1,430	1,580	2,310
16	1,500	1,640	1,810	1,990	2,190	2,410	2,650	3,870
24	2,030	2,230	2,450	2,690	2,960	3,260	3,580	5,250
32	2,510	2,760	3,040	3,340	3,670	4,040	4,450	6,510
48	3,400	3,740	4,110	4,520	4,970	5,470	6,020	8,810
64	4,220	4,640	5,100	5,610	6,170	6,790	7,470	10,930
96	5,620	6,170	6,790	7,470	8,210	9,040	9,940	14,550
128	6,880	7,560	8,310	9,140	10,060	11,070	12,180	17,820
192	9,450	10,390	11,420	12,560	13,810	15,200	16,720	24,470
256	11,830	13,010	14,300	15,730	17,300	19,040	20,940	30,640
384	16,140	17,740	19,500	21,450	23,590	25,960	28,570	41,800
512	20,110	22,110	24,310	26,740	29,410	32,360	35,600	52,090
768	25,990	28,580	31,410	34,550	38,000	41,820	46,010	67,320
1,024	31,180	34,280	37,680	41,440	45,580	50,160	55,180	80,750
1,536	40,280	44,290	48,690	53,550	58,900	64,820	71,310	104,340
2,048	48,320	53,130	58,400	64,240	70,650	77,750	85,540	125,160

CIR 料金 (単位: 米ドル)

Kb/s(キロビット/秒)	ゾーン 9	ゾーン 10	ゾーン 11	ゾーン 12	ゾーン13	ゾーン 14	ゾーン 15	ゾーン16
8	2,790	3,710	640	780	1,040	1,260	1,380	380
16	4,680	6,230	1,080	1,310	1,750	2,110	2,320	460
24	6,340	8,440	1,460	1,780	2,370	2,860	3,150	510
32	7,870	10,470	1,820	2,200	2,930	3,550	3,900	550
48	10,660	14,180	2,460	2,980	3,980	4,810	5,290	610
64	13,220	17,590	3,050	3,700	4,930	5,960	6,560	660
96	17,590	23,410	4,060	4,920	6,560	7,930	8,730	880
128	21,550	28,670	4,970	6,030	8,040	9,710	10,690	1,090
192	29,590	39,380	6,830	8,280	11,040	13,340	14,680	1,460
256	37,060	49,320	8,550	10,370	13,820	16,710	18,390	1,800
384	50,550	67,260	11,580	14,050	18,720	22,630	24,910	2,410
512	63,010	83,840	14,370	17,430	23,220	28,070	30,900	2,960
768	81,420	108,340	18,490	22,430	29,890	36,140	39,780	4,320
1,024	97,660	129,950	22,120	26,840	35,760	43,230	47,580	5,630
1,536	126,200	167,920	28,480	34,550	46,030	55,650	61,250	8,200
2,048	151,380	201,420	34,070	41,330	55,070	66,570	73,280	10,700

## ご使用量に応じた料金プランのオプション

以下の料金で構成される、ご使用量に応じた料金プランのオプションもご利用になれます。

- ・同額の設置料金(設置時のみ)
- ・ホスト・ポート及びリモート・ポートの月次経常料金
- ・ホスト・ロケーション及びリモート・ロケーション間の固定PVC料金の25%に相当する月次帯域保持料金
- ・日本及び表2-2に定義されるリモート・ポートのカントリー・ゾーン間のトラフィックに係る以下の月次経常料金(メガバイト単位)

### CIR 料金

(単位:米ドル)

kb/s(キロビット/秒)	ゾーン 1	ゾーン 2	ゾーン 3	ゾーン4	ゾーン5	ゾーン 6	ゾーン 7	ゾーン 8
8	2.967	3.267	3.600	3.933	4.333	4.767	5.267	7.700
16	2.500	2.733	3.017	3.317	3.650	4.017	4.417	6.450
24	2.256	2.478	2.722	2.989	3.289	3.622	3.978	5.833
32	2.092	2.300	2.533	2.783	3.058	3.367	3.708	5.425
48	1.889	2.078	2.283	2.511	2.761	3.039	3.344	4.894
64	1.758	1.933	2.125	2.338	2.571	2.829	3.113	4.554
96	1.561	1.714	1.886	2.075	2.281	2.511	2.761	4.042
128	1.433	1.575	1.731	1.904	2.096	2.306	2.538	3.713
192	1.313	1.443	1.586	1.744	1.918	2.111	2.322	3.399
256	1.232	1.355	1.490	1.639	1.802	1.983	2.181	3.192
384	1.121	1.232	1.354	1.490	1.638	1.803	1.984	2.903
512	1.047	1.152	1.266	1.393	1.532	1.685	1.854	2.713
768	0.902	0.992	1.091	1.200	1.319	1.452	1.598	2.338
1,024	0.812	0.893	0.981	1.079	1.187	1.306	1.437	2.103
1,536	0.699	0.769	0.845	0.930	1.023	1.125	1.238	1.811
2,048	0.629	0.692	0.760	0.836	0.920	1.012	1.114	1.630

### CIR 料金

(単位:米ドル)

kb/s(キロビット/秒)	ゾーン 9	ゾーン 10	ゾーン11	ゾーン 12	ゾーン 13	ゾーン 14	ゾーン 15	ゾーン16
8	9.300	12.367	2.133	2.600	3.467	4.200	4.600	1.267
16	7.800	10.383	1.800	2.183	2.917	3.517	3.867	0.767
24	7.044	9.378	1.622	1.978	2.633	3.178	3.500	0.567
32	6.558	8.725	1.517	1.833	2.442	2.958	3.250	0.458
48	5.922	7.878	1.367	1.656	2.211	2.672	2.939	0.339
64	5.508	7.329	1.271	1.542	2.054	2.483	2.733	0.275
96	4.886	6.503	1.128	1.367	1.822	2.203	2.425	0.244
128	4.490	5.973	1.035	1.256	1.675	2.023	2.227	0.227
192	4.110	5.469	0.949	1.150	1.533	1.853	2.039	0.203
256	3.860	5.138	0.891	1.080	1.440	1.741	1.916	0.188
384	3.510	4.671	0.804	0.976	1.300	1.572	1.730	0.167
512	3.282	4.367	0.748	0.908	1.209	1.462	1.609	0.154
768	2.827	3.762	0.642	0.779	1.038	1.255	1.381	0.150
1,024	2.543	3.384	0.576	0.699	0.931	1.126	1.239	0.147
1,536	2.191	2.915	0.494	0.600	0.799	0.966	1.063	0.142
2,048	1.971	2.623	0.444	0.538	0.717	0.867	0.954	0.139

表2-2

## フレーム・リレー・カントリー・バンド／ゾーン

国	ポートバンド	CIR ゾーン	国	ポートバンド	CIR ゾーン	国	ポートバンド	CIR ゾーン
アルゼンチン	5	15	ハイチ	7	10	パラグアイ	7	10
アルメニア	7	5	ホンジュラス	7	10	ペルー	7	15
オーストラリア	2	11	香港	2	11	フィリピン	5	11
オーストリア	2	13	ハンガリー	5	6	ポーランド	5	6
アゼルバイジャン	7	5	アイスランド	7	14	ポルトガル	2	13
バーレーン	7	9	インド	5	7	プエルトリコ	1	2
バングラデシュ	7	7	インドネシア	5	3	レユニオン	7	7
ベルギー	2	12	アイルランド	2	12	ルーマニア	7	14
ボリビア	7	6	イスラエル	5	3	ロシア	5	14
ボスニア・ヘルツェゴビナ	7	5	イタリア	2	12	シエラレオネ	7	9
ブラジル	3	15	日本	2	16	シンガポール	2	11
ブルガリア	7	14	ヨルダン	7	9	スロバキア	7	14
カメルーン	7	9	ケニヤ	7	9	スロベニア	7	14
カナダ	1	11	クウェート	7	9	南アフリカ	5	5
カーボベルデ	7	9	キルギスタン	7	5	韓国	2	11
チリ	5	15	ラトビア	7	14	スペイン	2	13
中国	5	4	リトアニア	7	5	スリランカ	7	7
コロンビア	5	15	ルクセンブルク	2	13	スワジランド	7	5
コスタリカ	5	15	マカオ	7	3	スウェーデン	2	13
コートジボワール	7	9	マケドニア	7	5	スイス	2	12
クロアチア	7	5	マダガスカル	5	7	台湾	2	11
キプロス	5	3	マラウイ	7	9	タンザニア	7	9
チェコ共和国	5	6	マレーシア	2	11	タイ	5	3
デンマーク	2	13	マルタ	7	3	トーゴ	7	9
ドミニカ共和国	7	10	マルティニク	7	10	トルコ	5	6
エクアドル	7	15	メキシコ	5	1	アラブ首長国連邦	2	11
エジプト	5	9	モルドバ	7	5	ウガンダ	7	9
エルサルバドル	7	6	モナコ	7	12	英国	1	12
エストニア	7	5	モザンビーク	7	9	ウクライナ	7	5
フィンランド	2	13	ナミビア	7	9	アメリカ合衆国	1	11
フランス	1	12	オランダ	1	12	ウズベキスタン	7	5
仏領ギアナ	7	8	オランダ領アンティル(アンティレス)	7	10	ベネズエラ	5	15
グルジア	7	5	ニュージーランド	2	11	アメリカ領バージン諸島	7	10
ドイツ	1	12	ニカラグア	7	6	ユーゴスラビア	7	5
ジブラルタル	7	3	ナイジェリア	7	9	ジンバブエ	7	9
ギリシャ	5	3	北マリアナ諸島	5	3			
グアドループ	7	10	ノルウェイ	2	13			
グアム	5	3	パキスタン	7	9			
グアテマラ	7	6	パナマ	7	10			

IPダイヤルサービス(プライベートダイヤル)料金表

通則

(請求及び支払通貨)

- 1 契約者が支払わなければならない料金その他の債務であって、米ドル建てである額については、当社がその料金その他の債務の請求を行う月の前月の当社が別に定める日の外国為替相場の値により本邦通貨に換算した額とします。  
(消費税相当額の加算)
- 2 約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額(別に定めるものに限り、)は、この料金表に定める額(税抜価額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))とします。  
(消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が別に定めるところによります。  
この場合において、当社は消費税法第63条の2に定めるところにより、必要に応じて税込価額(税抜価額に消費税相当額を加算した額をいいます。))を併記します。
- 3 2の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、契約者への請求額とこの約款に定める税込価額が異なる場合があります。

料金額

区分	内容	料金額	
1 設定料金			
(1) タイプ1に係るもの			
アカウント設置料金	アカウントの設定一件あたりの料金。	\$1,000 (税込\$1,050)	
設置料金	設置時のみの料金は、Equantネットワークへの専用接続を必要とするフレームリレーのホストサイトに適用されます。(詳細につきましてはフレームリレー料金表をご参照下さい。)また、ローカルPTT又はローカル接続回線サービスのプロバイダーに関して発生する非経常設置料金は別途必要となります。	---	
(1) タイプ2に係るもの			
設置料金	別に定める工事に係るもの	区分1(最大同時接続数(IPデータサービスに同時に接続可能な利用者の数をいいます。以下同じとします。))が10から40のものをいいます。以下同じとします。) 区分2(最大同時接続数が20から80のものをいいます。以下同じとします。) 区分3(最大同時接続数が40から160のものをいいます。以下同じとします。)	\$1,150 (税込\$1,207.5) \$2,350 (税込\$2,467.5) \$2,350 (税込\$2,467.5)
	別に定める工事に係るもの	\$1,200 (税込\$1,260)	
	IPデータサービスとの接続に係るもの	8,000円 (税込8,400円)	
設定変更料金	別に定める工事に係るもの	区分1 \$700 (税込\$735) 区分2 \$700 (税込\$735) 区分3 \$700 (税込\$735)	
	別に定める工事に係るもの	\$700 (税込\$735)	
	IPデータサービスとの接続に係るもの	8,000円 (税込8,400円)	

2 月額料金																										
接続基本料	タイプ2に係るものについては、契約者に指定していただく同時接続数による区分及び品目(IPデータサービスとの接続に係る符合伝送速度をいいます。)により、表3に規定する接続基本料(1)から(3)を合算して適用します。 タイプ2に係る契約者は、同時接続数による区分を変更することはできません。	---																								
一時間当たりの使用料	表3のとおり、月額料金一時間当たりの使用料は日本と地域区分表に定義する地域区分間で適用します。この料金の標準サービス利用期間は3年です。	---																								
フリーダイヤルの追加料金	フリーダイヤルを利用する場合は、月額料金一時間当たりの使用料のほか、右の料金を追加します。この場合、フリーダイヤルの追加料金については、割引は適用しません。契約者がフリーダイヤルサービスの利用を希望する場合、発呼者がフリーダイヤルナンバーを利用したか否かに関わらず、対象となる国から発信された全ての通話についてフリーダイヤルの追加料金を追加する場合があります。	タイプ1 \$ 5 (税込\$5.25) (一時間あたり)																								
		タイプ2 \$ 6.67 (税込\$7.0035) (一時間あたり)																								
割引プラン	イクアントIPダイヤル(プライベートダイヤル)には、利用時間に基づく数量割引制度があります。以下の表は利用時間数及びこれに対応する割引幅を示しております。	---																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用時間数</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000 時間以上、 2,500 時間未満の場合</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>2,500 " 5,000 "</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>5,000 " 10,000 "</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>10,000 " 15,000 "</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>15,000 " 20,000 "</td> <td>22%</td> </tr> <tr> <td>20,000 " 25,000 "</td> <td>24%</td> </tr> <tr> <td>25,000 " 35,000 "</td> <td>26%</td> </tr> <tr> <td>35,000 " 50,000 "</td> <td>27%</td> </tr> <tr> <td>50,000 " 75,000 "</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>75,000 " 100,000 "</td> <td>33%</td> </tr> <tr> <td>100,000 時間以上の場合</td> <td>36%</td> </tr> </tbody> </table>	利用時間数	割引率	1,000 時間以上、 2,500 時間未満の場合	5%	2,500 " 5,000 "	10%	5,000 " 10,000 "	15%	10,000 " 15,000 "	20%	15,000 " 20,000 "	22%	20,000 " 25,000 "	24%	25,000 " 35,000 "	26%	35,000 " 50,000 "	27%	50,000 " 75,000 "	30%	75,000 " 100,000 "	33%	100,000 時間以上の場合	36%	
利用時間数	割引率																									
1,000 時間以上、 2,500 時間未満の場合	5%																									
2,500 " 5,000 "	10%																									
5,000 " 10,000 "	15%																									
10,000 " 15,000 "	20%																									
15,000 " 20,000 "	22%																									
20,000 " 25,000 "	24%																									
25,000 " 35,000 "	26%																									
35,000 " 50,000 "	27%																									
50,000 " 75,000 "	30%																									
75,000 " 100,000 "	33%																									
100,000 時間以上の場合	36%																									

表3

## 月額料金

## 1 接続基本料

## タイプ2

## (1) 区分に係るもの (単位:米ドル)

区分	料金額
区分1	900(税込945)
区分2	1,900(税込1,995)
区分3	2,300(税込2,415)

## (2) 品目に係るもの (単位:米ドル)

品目	料金額
64Kb/s	500(税込525)
128Kb/s	600(税込630)
256Kb/s	1,100(税込1,155)
512Kb/s	1,700(税込1,785)
1,024Kb/s	2,500(税込2,625)
1,536Kb/s	3,100(税込3,255)

## (3) 品目に係るもの (単位:円)

品目	料金額
64Kb/s	55,000(税込57,750)
128Kb/s	58,000(税込60,900)
256Kb/s	60,000(税込63,000)
512Kb/s	64,000(税込67,200)
1,024Kb/s	72,000(税込75,600)
1,536Kb/s	81,000(税込85,050)

## 2 一時間あたりの使用料

以下の月額料金一時間あたりの使用料は、日本と表3 - 2に定義されるグループ間で適用されます。

この料金は、PSTNによる接続及びISDNによる接続の双方に適用されます。2チャンネルのISDN(128k)の場合は1チャンネルのISDN(64k)の場合の2倍の料金が課されます。

## タイプ1 (単位:米ドル)

対地	料金額
国内	5.25 (税込5.5125)
グループ1	8.00
グループ2	11.20
グループ3	6.75
グループ4	7.70
グループ5	9.90
グループ6	16.00
グループ7	6.40
グループ8	11.00
グループ9	14.00
グループ10	17.60

## タイプ2 (単位:米ドル)

対地	料金額
国内	3.60 (税込3.78)
グループ1	5.00
グループ2	4.75
グループ3	4.50
グループ4	7.50
グループ5	7.50
グループ6	12.00
グループ7	12.00
グループ8	12.00
グループ9	17.50

表3 - 2

## タイプ1

グループ1		グループ2		
オーストリア	モナコ	アルバニア	ジブラルタル	ポーランド
ベルギー	オランダ	アルメニア	ギリシャ	ルーマニア
デンマーク	ノルウェー	アゼルバイジャン	ハンガリー	ロシア
フィンランド	ポルトガル	ボスニア	アイスランド	スロヴァキア
フランス	スペイン	ヘルツェゴビナ	イスラエル	トルコ
ドイツ	スウェーデン	ブルガリア	カザフスタン	ウクライナ
アイルランド	スイス	クロアチア	キルギスタン	ウズベキスタン
イタリア	英国	キプロス	ラトヴィア	ユーゴスラビア
ルクセンブルク		チェコ	リトアニア	
		エストニア	マケドニア	
		グルジア	マルタ	
グループ3	グループ4	グループ5	グループ6	
カナダ	メキシコ	アルゼンチン	エルサルバドル	バハマ
米国	プエルトリコ	ボリビア	グアテマラ	ドミニカ
		ブラジル	ホンジュラス	ハイチ
		チリ	ニカラグア	オランダ領
		コロンビア	ペルー	アンチレス
		コスタリカ	ベネズエラ	パナマ
		エクアドル		パラグアイ
				ヴァージン諸島
				(米領)
グループ7	グループ8	グループ9	グループ10	
オーストラリア	ニュージーランド	バングラディシュ	アルジェリア	その他
グアム	フィリピン	中国	バーレーン	
香港	シンガポール	スリランカ	エジプト	
インド	韓国		ヨルダン	
インドネシア	台湾		ケニア	
日本	タイ		クウェート	
マレーシア			レバノン	
			パキスタン	
			南アフリカ	
			アラブ首長国	
			連邦	

タイプ2

グループ1	グループ2	グループ3	グループ4	グループ5	グループ6
カナダ 米国	オーストリア ベルギー デンマーク フィンランド フランス ドイツ ジブラルタル ギリシア アイルランド イタリア ルクセンブルク モナコ オランダ ノルウェー ポルトガル スペイン スウェーデン スイス 英国	オーストラリア 中国 香港 インド インドネシア 韓国 マレーシア ニュージーランド パキスタン フィリピン シンガポール 台湾 タイ ベトナム	アルゼンチン ボリビア ブラジル チリ コロンビア コスタリカ エクアドル エルサルバドル グアテマラ ホンデュラス ジャマイカ メキシコ ニカラグア パナマ ペルー プエルトリコ ベネズエラ	ブルガリア クロアチア キプロス チェコ エストニア ハンガリー アイスランド イスラエル ポーランド ルーマニア ロシア スロバキア スロベニア トルコ ウクライナ ウズベキスタン	バーレーン ヨルダン クウェート レバノン オマーン サウジアラビア U A E
グループ7	グループ8	グループ9			
バハマ バミューダ島 ドミニカ ハイチ アンティル(蘭領) ウルグアイ バージン諸島 (米領)	アルジェリア ボツワナ コートジボワール エジプト ガボン ガーナ ケニア モーリシャス モロッコ ナミビア ナイジェリア レユニオン 南アフリカ	アルバニア アンゴラ アルメニア アゼルバイジャン バングラデシュ ベラルーシ ベリーズ ボスニア ヘルツェゴビナ ブルキナファソ ブルンジ カンボジア カメルーン ケープ ベルデ コンゴ共和国	エリトリア フランス領ギアナ グルジア グアム ガダルルーペ ギニア カザフスタン キルギスタン ラオス ラトビア リトアニア マケドニア マダガスカル マラウイ マリ	マルタ マルティニーク モーリタニア モルドバ モンゴル モザンビーク ニジェール 北マリアナ諸島 パラグアイ ルワンダ セネガル セルビア モンテネグロ セーシェル シエラレオーネ	スリランカ スワジランド タンザニア トーゴ ウガンダ ザンビア ジンバブエ

## インターネット接続サービス料金表

### 通則

(請求及び支払通貨)

1 契約者が支払わなければならない料金その他の債務であって、米ドル建てである額については、当社がその料金その他の債務の請求を行う月の前月の当社が別に定める日の外国為替相場の値により本邦通貨に換算した額とします。

(消費税相当額の加算)

2 約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額(国内における利用に係るものに限り、)は、この料金表に定める額(税抜価額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))とします。)に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が別に定めるところによります。

この場合において、当社は消費税法第63条の2に定めるところにより、必要に応じて税込価額(税抜価額に消費税相当額を加算した額をいいます。)を併記します。

3 2の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、契約者への請求額とこの約款に定める税込価額が異なる場合があります。

### 料金額

区分	内容	料金額
1 月額料金		
1時間当たりの使用料	表4のとおり、月額料金1時間あたりの使用料は地域区分表に定義するグループにもとづき適用します。 イーサネットインタフェースに係るものについては、1日(午前12時から翌日の午前12時までを1日として取り扱います。)ごとに使用料を算出し、適用します。	表4のとおり

表4

### 月額料金

#### 1 一時間あたりの使用料

以下の月額料金一時間あたりの使用料は、表4 - 2に定義されるグループにもとづき適用します。

#### (1) 公衆無線LAN設備に係るもの

(単位:米ドル)

グループ	料金額
国内	8.00 (税込8.40)
グループ1	8.00
グループ2	16.50
グループ3	8.0
グループ4	16.50
グループ5	16.50
グループ6	16.50
グループ7	16.50
グループ8	16.50
グループ9	16.50

#### (2) イーサネットインタフェースに係るもの

(単位:米ドル)

グループ	料金額
国内	11.90 (税込12.495)
グループ1	6.60
グループ2	11.90
グループ3	11.90
グループ4	16.50
グループ5	16.50
グループ6	16.50
グループ7	16.50
グループ8	16.50
グループ9	16.50

表4 - 2

グループ1	グループ2		グループ3	グループ4
カナダ 米国	オーストリア ベルギー デンマーク フィンランド フランス ドイツ ギリシャ アイルランド イタリア ルクセンブルク モナコ オランダ ノルウェー ポルトガル	スペイン スウェーデン スイス 英国	オーストラリア 中国 香港 インド インドネシア 韓国 マレーシア ニュージーランド フィリピン カタール シンガポール 台湾 タイ ベトナム	アルゼンチン ブラジル ジャマイカ メキシコ ペルー
グループ5	グループ6	グループ7	グループ8	グループ9
キプロス チェコ ハンガリー アイスランド イスラエル ポーランド ロシア スロバキア トルコ	バーレーン ヨルダン クウェート レバノン オマーン サウジアラビア UAE	アルバ バミューダ島 バージン諸島 (米領)	ボツワナ エジプト モロッコ 南アフリカ	アゼルバイジャン カンボジア フィジー グルジア カザフスタン ラトビア リトアニア リヒテンシュタイン マカオ マルタ ニジェール セルビアモンテネグロ スワジランド ウガンダ

附 則

(実施期日)

この約款は、平成 14 年 10 月 31 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 15 年 3 月 10 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 16 年 12 月 7 日から実施します。

(イクアントIPダイヤルに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているイクアントIPダイヤルは、この改正規定実施の日において、改正後の規定により提供しているタイプ1に係るイクアントIPダイヤルとみなします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 17 年 1 月 7 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 12 月 25 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 6 月 18 日から実施します。

(イクアントIPダイヤルに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ2に係るイクアントIPダイヤルに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) タイプ2に係るイクアントIPダイヤルは、次のとおりとします。

種類	内容
タイプ2	IPデータサービス契約約款に規定するIPデータサービス（別に定める付加機能の提供を受けているものに限ります。）と接続するもの。

(2) 接続基本料のうち、区分に係るもの及び品目に係るものについては、次のとおりとします。

ア 区分に係るもの

(単位：米ドル)

区分	料金額
区分1	629(税込660.45)
区分2	1,858(税込1,950.9)
区分3	2,288(税込2,402.4)

イ 品目に係るもの

(単位：米ドル)

品目	料金額
64Kb/s	364(税込382.2)
128Kb/s	620(税込651)
256Kb/s	1,058(税込1,110.9)
512Kb/s	1,689(税込1,773.45)
1,024Kb/s	2,532(税込2,658.6)
1,536Kb/s	3,108(税込3,263.4)

(3) タイプ2に係るイクアントIPダイヤルに係る契約者は、タイプの変更の請求はできません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年12月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年10月8日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。